長　監　第 37 号
令和 8 年 8 月 27 日

長崎市長　鈴木　史朗　様

長崎市監査委員　小　田　　徹
同　　三　谷　利　博
同　　永　尾　春　文
同　　山　﨑　　猛

一般会計・特別会計決算審査及び健全化判断比率等審査に当たって

このことについて、次のとおり留意されたい。

1　一般会計・特別会計決算審査について

基金の利息収入について、一部基金への積立てが行われていないことが認められた。

「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例」第 4 条において、「基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする」と規定されていることから、適切な積立てを行われたい。

2　健全化判断比率等審査について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条の規定では、算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、監査委員はその意見を付さなければならないとされている。

しかしながら、提出された算定基礎資料等について、数値の誤り及び必要な資料の不足が確認された。

健全化判断比率等は、長崎市の財政状況の正確な把握と市民への透明性確保において極めて重要な指標であることを踏まえ、今後の事務処理の厳正化を徹底されたい。

3　その他

監査委員へ提出された資料の確認を行う際に、組織として対応できていない部分が見受けられた。組織体制についても検討されたい。